

【審議会における審議内容】

【審議会の意見・要望(案)】

1 基本方針における特定小売商業施設の誘導と抑制

【第1回審議会】

- 予定地が、現時点で市街化調整区域である点、伊達市地区計画が決定し、区域マス見直しにおいて「市街化の進行を踏まえ市街化区域への編入を検討する」とされている点を踏まえ、どう考えていくかが今後の論点。

【第2回審議会】

- 予定地は、現時点で市街化調整区域であり、商業地域や近隣商業地域ではないが、線引きの見直しの権限を持っている県が、都市計画区域マスタープランにおいて見直しを進めようとしている状況を踏まえ、どのように考えるべきか。
 ⇒ 立地地域は、現在、市街化調整区域だが、伊達市が地区計画を策定するに当たり、県内市町村から反対の意見がなく、また、県北都市計画区域マスタープランの見直しにおいて、「当該地区において進行する市街化の状況を踏まえ、市街化区域への編入を検討する」という素案が示されており、都市計画審議会での内容については周知済みであり、当該内容は今後もこのまま成案になっていくものと考えている。

2 交通対策

【福島市意見】

- 関係機関と協力の上、国道4号等の渋滞対策に取り組んでほしい。

【国見町意見】

- 交通渋滞が発生しないよう関係機関との十分な協議調整と現場の対応・対策に万全を期されたい。

【第1回審議会】

- 渋滞問題については、一般の交通導線に影響を与えないように、今の段階で検討すべき。

【第2回審議会】

- 施設周辺の交通渋滞について、右折入場車が与える影響は大きいと考えられるので、施設内への取り付け道路や施設内の道路配置をしっかりと考えるべき。
- 予定地の西側の道路(県道)の渋滞も懸念される。
- 交通渋滞による、国道4号以外の周辺生活道路への影響も懸念される。
- 交通利便性が良好ではないため、路線バスの再編(施設への乗り入れを含む)がポイント。

3 防災対策

【第1回審議会】

- 阿武隈川も近く、国道より低い土地でもあり、災害が起こった時にどういう状況になるか不安は払拭できない場所である。

【第2回審議会】

- 一時避難場所としての機能について、乳幼児を持つ母親等に配慮した設備を充実してほしい。
- 阿武隈川からの距離や国道4号との高低差など、地形的にみて、防災機能を果たせるのか。

4 地域との連携

【福島市意見】

- 周辺自治体との連携を進めていただきたい。
- 地域産品販売や観光情報発信など地域貢献に積極的に取り組んでほしい。

【国見町意見】

- 近隣市町村が提案する地域貢献策の実現に努められたい。

【第1回審議会】

- 雇用は拡大されるが、非正規雇用に関する懸念について、何らかの配慮が必要。

【第2回審議会】

- イオンモールの地域貢献活動について、自治体からの積極的提案が必要。

【イオンモール株式会社(届出者)】

(意見)

都市計画法に基づく堂ノ内地区計画(令和3年2月5日伊達市決定)を踏まえた特定小売商業施設の出店計画については、その規模ゆえに複数の市町村のまちづくりに与える影響があることから、関係市町村が推進する商業まちづくりに係る取組と連携を図るとともに、当該地区計画における土地利用の方針の実現に向け、適切な事業運営に取り組むこと。

(要望)

- 1 当該計画地と隣接する道路及び周辺道路の交通に影響を与えないよう、特定小売商業施設の出店に伴って懸念される渋滞について、関係機関と協議・連携し必要な対策に取り組むこと。
- 2 来店客のアクセスが円滑になるよう、路線バス等の公共交通による利便性を確保するための取組を行うこと。
- 2 当該計画地は、阿武隈川も近く、国道との高低差もある土地であることから、周辺地域を含めた水害等への対策も考慮し、出店計画を進めること。
- 3 地域の防災拠点、一時避難所としての機能を果たせるよう、乳幼児を連れた保護者等に配慮するなど、その機能を充実させること。
- 3 県内外から多くの利用者が訪れることが想定されることから、関係市町村における商業まちづくりの取組と連携し、県北地域を始めとする周辺地域への波及効果をもたらし、地域振興に貢献する取組を行うこと。

【伊達市(立地市町村)】

(要望)

- 1 現在見直し中の県北都市計画区域マスタープランを踏まえ、地区計画における地区施設の整備と土地利用の実現に向け取り組むこと。
- 1 届出者と連携し、届出者による適切な事業の実施を支援すること。
- 2 当該計画地と隣接する道路及び周辺道路の交通に影響を与えないよう、特定小売商業施設の出店に伴って懸念される渋滞について、届出者と協議・連携し必要な対策に取り組むこと。
- 2 「伊達市地域公共交通利便増進実施計画」に基づく当該施設へのアクセスを向上させるため、路線バス等の公共交通による利便性を確保するよう取り組むこと。
- 4 関係市町村の商業まちづくりの推進のため、関係市町村の意見を踏まえ、特定小売商業施設と地域との連携を図ること。

【県】

(要望)

- 1 現在見直し中の県北都市計画区域マスタープランの実現に向け、構成市町村と共に適切に取り組むこと。
- 2 交通対策等について、関係機関と十分な協議・調整を行うとともに、大規模小売店舗立地法に基づき適切に対応すること。